

金沢マラソン 2022 の地域ランナーの人数修正について

1 現状

令和4年8月29日の町会連合会理事会において、451名で報告

2 地域ランナー（定員 500 名）の抽選手続きについて

- ・ランナー受付時に、本人の地域ランナーの希望を受け、優先的に抽選
- ・優先的抽選に漏れたランナーは、一般抽選として再抽選

3 経緯と人数修正

- ・再抽選の一般抽選として当選した 313 名を地域ランナーとしてゼッケンを割振
- ・よって、大会当日、764 名が地域ランナーとして出走（右表参照）

4 対応

- ・26 日（水）に上記の 313 名の地域ランナーに対して、メールで案内
- ・26 日（水）に各校下（地区）町会連合会に対して、説明のうえ、追加の地域ランナー名簿を送付

金沢マラソン推進課

担当：河野

電話：076-220-2726

メール：kawano@city.kanazawa.lg.jp

金沢マラソン2022 地域ランナー枠 校下(地区)別出場者数

番号	校下(地区)名	当初人数 (名)	追加人数 (名)
11	野町町会連合会	9	4
12	弥生町会連合会	5	7
13	中村町校下町会連合会	1	3
14	十一屋校下町会連合会	5	5
15	泉野校下町会連合会	16	12
16	長坂台校下町会連合会	15	10
17	新竪町地区町会連合会	7	4
18	菊川地区町会連合会	4	11
21	材木地区町会連合会	6	9
22	味噌蔵地区町会連合会	9	6
23	長町地区町会連合会	3	2
24	松ヶ枝地区町会連合会	4	4
25	長土堀町会連合会	6	2
26	芳斎地区町会連合会	4	6
27	此花地区町会連合会	2	0
28	瓢箪地区町会連合会	4	2
31	馬場校下町会連合会	3	4
32	浅野町校下連合町会	5	4
33	森山校下町会連合会	10	5
34	小坂校下町会連合会	19	10
35	千坂校下町会連合会	9	8
36	夕日寺校下町会連合会	5	3
41	諸江地区町会連合会	15	11
42	浅野川校下町会連合会	8	4
43	鞍月校下町会連合会	12	11
44	栗崎校下町会連合会	14	4
45	川北地区町会連合会	2	0
46	大浦校下町会連合会	13	8
51	米丸校下町会連合会	15	9
52	新神田校下町会連合会	6	3
53	押野校下町会連合会	8	8

番号	校下(地区)名	当初人数 (名)	追加人数 (名)
54	西南部校下町会連合会	10	6
55	三和校下町会連合会	2	3
61	三馬校下町会連合会	10	8
62	米泉校下町会連合会	13	2
63	富樫校下町会連合会	14	11
64	伏見台校下町会連合会	17	11
65	額校下町会連合会	7	6
66	四十万校下町会連合会	11	6
67	扇台校下町会連合会	7	3
71	長田町校下町会連合会	8	3
72	戸板校下町会連合会	8	11
73	西校下町会連合会	5	3
74	二塚地区町会連合会	4	3
75	安原地区町会連合会	5	4
76	大徳地区連合町会	18	14
77	金石町校下町会連合会	2	3
78	大野町町会連合会	4	0
81	小立野町会連合会	11	7
82	崎浦地区町会連合会	16	6
83	内川校下町会連合会	0	0
84	犀川地区町会連合会	1	4
85	湯涌校下町会連合会	0	0
86	田上校下町会連合会	23	16
87	東浅川地区町会連合会	0	0
88	俵地区町会連合会	1	0
89	医王山地区町会連合会	0	0
91	森本地区町会連合会	5	3
92	花園地区町会連合会	2	1
93	湖南地区町会連合会	3	0
94	薬師谷地区町会連合会	0	0
95	三谷地区町会連合会	0	0
小 計		451	313
合 計		764	

「地域のお宝」等の保存・活用を行う団体への補助制度の創設

1. 内容

金沢市の認定を受けた文化財や地域のお宝などの金沢市認定歴史文化遺産について、保存活用に取組む住民団体の活動に対し補助する。

2. 金沢市認定歴史文化遺産

以下の要件を満たし、金沢市が保存・活用の必要があると認定した遺産

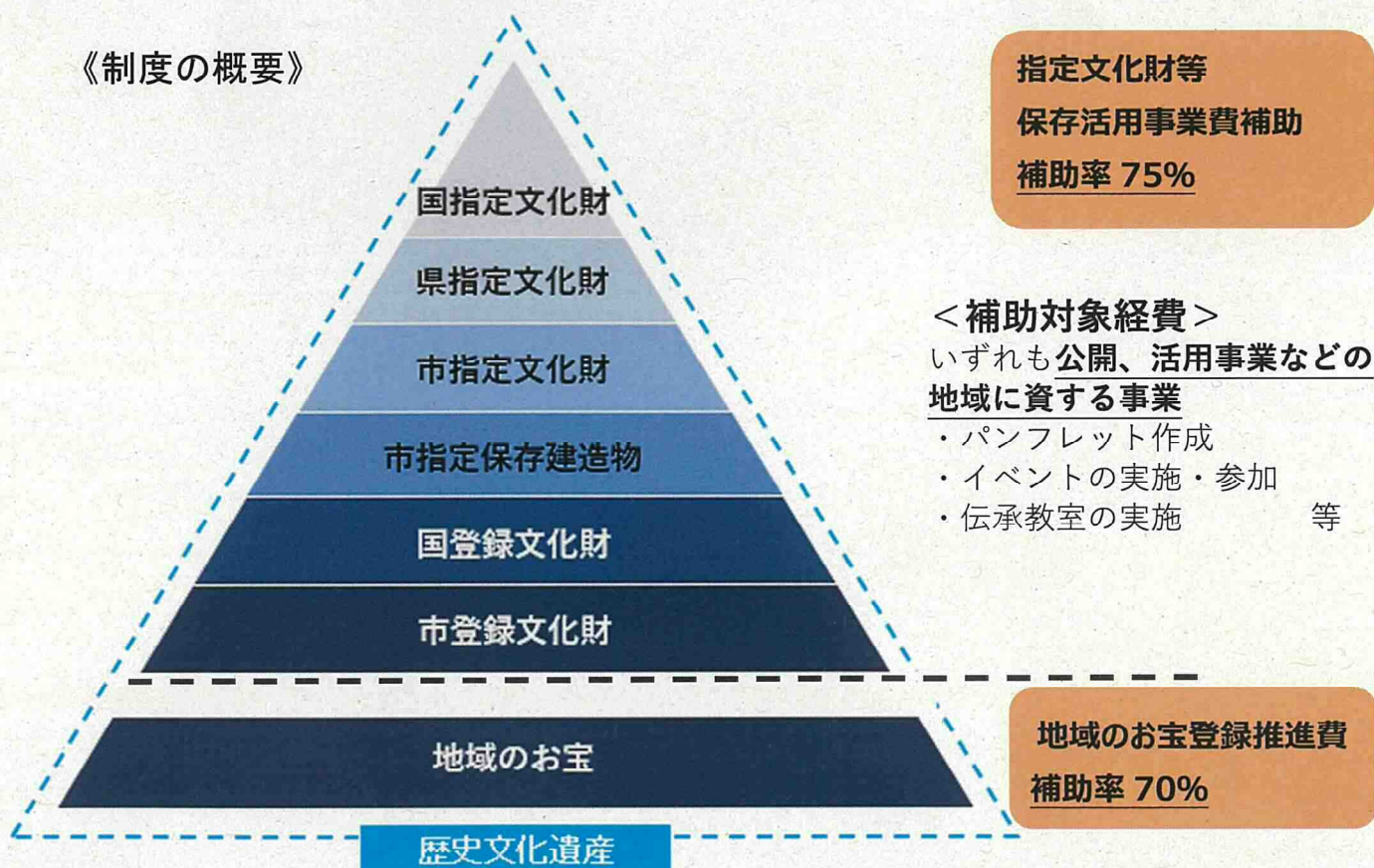
- ・ 地域に愛され、郷土の特徴を象徴しているものであること。
- ・ 市民に親しまれ保護されているものであって、認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるものであること。

※文化財の指定・未指定を問わず認定

3. 補助金等

①対象団体	金沢市認定歴史文化遺産の保存・活用を行う住民団体（個人不可）		
②補助率	①認定した遺産が文化財の場合	75%	
	②上記以外の「地域のお宝」の場合	70%	
③補助期間	5年間		
④補助上限額	①1～3年目	30万円	
	②4～5年目	15万円	

《制度の概要》

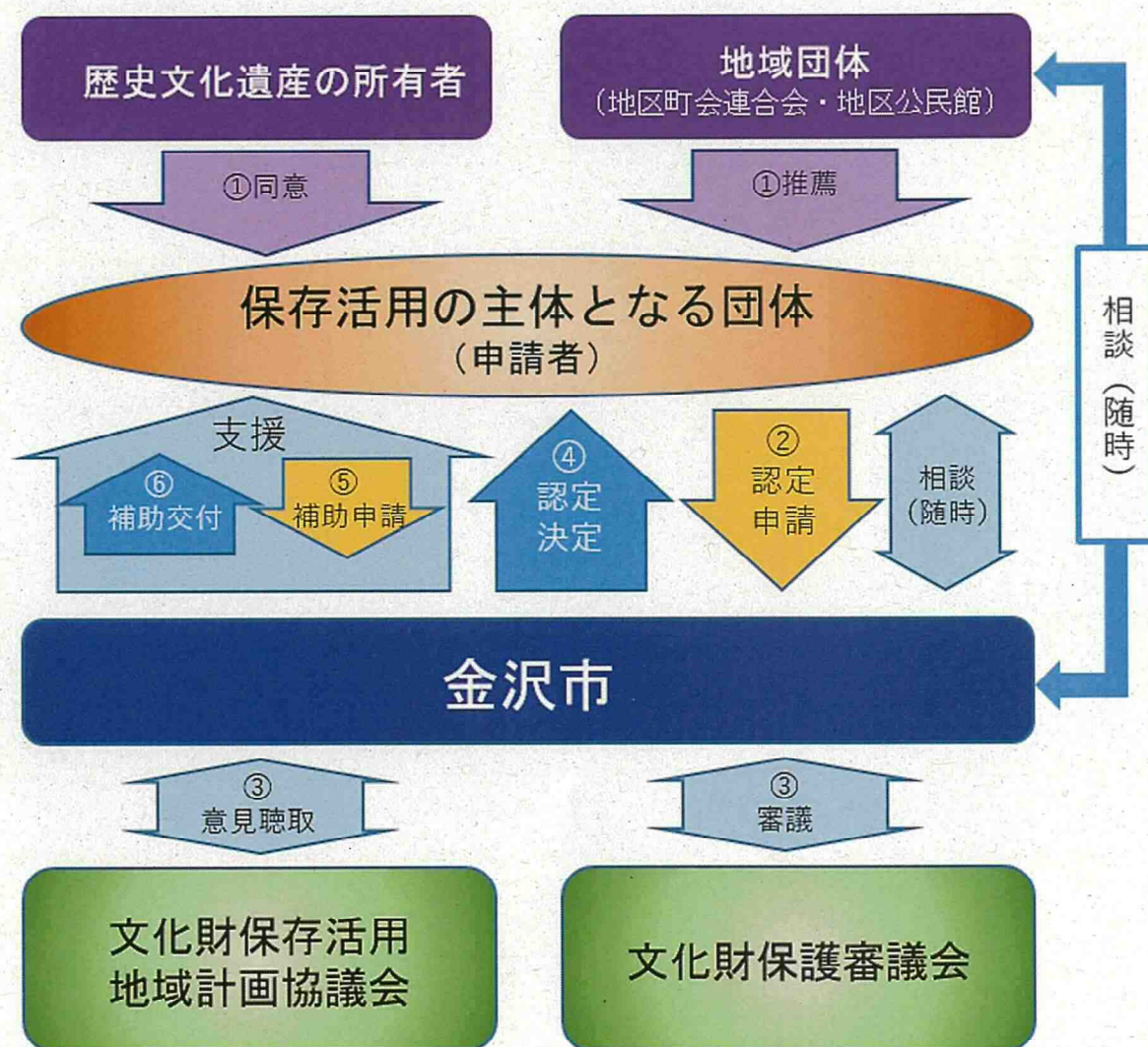


4. 補助手続き

認定の申請にあたっては、地域団体（地区町会連合会又は地区公民館）の推薦が必要

※地区町会連合会、地区公民館が申請者の場合は推薦不要

《補助金交付の流れ》



5. 今後の予定

- ①募集開始 12月予定
- ②認定件数 全100件程度



おどり

花園

波自加弥神社

北陸新幹線

亀田館跡

田近越

堅田城跡

加賀獅子

359

松根城跡

金沢市文化財 保存活用地域計画

— 歴史文化遺産保存活用マスタープラン及び行動計画 —

【概要版】



金沢市

湯涌念仏踊り

湯涌創作の森

湯涌

金沢湯涌江町村

01. 金沢市文化財保存活用地域計画とは？

■ 文化財保護法改正に伴い作成した、金沢市の文化財の保存と活用に関する行動計画です。■

金沢市文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法の改正による新たな制度化を受けて作成した、金沢の文化財の保存と活用に関しての取組み目標や具体的な取組み内容を位置づける中期的な行動計画です。

金沢の歴史文化遺産を後世へ確実に受け継いでいくために作成するもので、市の総合計画の下に体系づけられます。金沢の歴史や文化にまつわる営みに沿って、多様な文化財を見出し、総合的・一体的に保存・活用することにより、金沢の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるもので、金沢の文化財に関する中長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

この計画を作成・実施することにより、市民のみなさんや民間団体・行政などが地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制をつくります。



■ 計画期間は、令和3年度から令和9年度の7年間です。■

本計画の計画期間は、令和3年度から令和9年度の7年間とします。本計画に基づき、年度ごとの事業計画を作成し、それに基づいて着実に取組みを進めます。また、事業計画の実施状況・効果等を期間ごとに評価・検証し、必要に応じて期間内であっても事業計画の追加・見直し等を行っていきます。

■ 市民ぐるみで、より充実した歴史文化遺産を活かしたまちづくりを目指します。■

金沢の歴史文化遺産は、私たちの先人たちが生きた金沢の一時代の歴史文化を表しており、当時のくらし・技・想いなど、時を超えて現在を生きる私たちに語りかけてくれます。これらが存在しつづけてくれることで、私たちは金沢市民であるということに改めて気づかせてくれ、誇りや愛着を紡いでくれています。

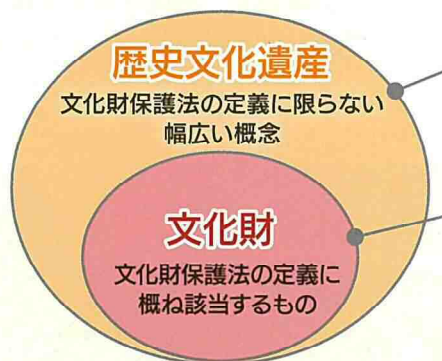
そんな金沢の大切なたちからものについて、市民一人ひとりがそれぞれにできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」取組みに関わっていくこと、市民ぐるみで知恵と工夫を寄せ合っていくことで、より充実した歴史・文化を活かしたまちづくりを目指します。

02. 計画の対象としたもの ―文化財と歴史文化遺産―

■ 未指定のものや未来へ受け継いでいきたいモノやコトなど、幅広く対象としています。■

文化財保護法などで示されている文化財の6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区）、埋蔵文化財、文化財保存技術（いずれも未指定のものを含む）のほか、生活文化や国民娯楽など、文化財に該当するとはいえないものであっても、地域にとって重要であり、次世代へ継承していくべきと考えられる歴史文化遺産を対象としています。

「文化財」と「歴史文化遺産」の関係



歴史文化遺産
保護法の定義に限らない幅広い概念 地域に受け継がれてきた守り伝えていくべき文化的所産
- 有形歴史文化遺産 - 無形歴史文化遺産 - 自然遺産 - 複合歴史文化遺産 昔話、伝承、方言、しぐさ、遊び、特産品、歴史文化ストーリー等含む

文化財
保護法の定義に概ね該当するもの
- 有形文化財 - 民俗文化財 - 伝統的建造物保存地区 - 文化的景観 - 埋蔵文化財 - 無形文化財 - 記念物

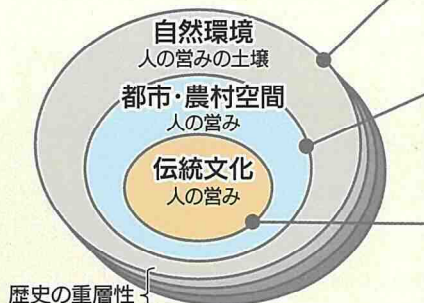
■ 金沢の歴史文化遺産を3つの視点で整理しました。■

金沢市域の風景の中に内包されている歴史文化遺産は、動産と不動産、有形と無形など、多様な性質を持って存在しています。これらの歴史文化遺産を「自然環境」、「都市・農村空間」、「伝統文化」という3つの視点から捉え、計画を作成しました。

自然環境の視点からは、人の手により管理されてきた自然や環境を、都市・農村空間の視点からは、近世城下町以来の都市構造を示す街路網や用水網のほか、建造物、まちなみ、庭園などの不動産などを整理しました。伝統文化の視点からは、受け継がれている信仰や祭礼行事、伝統文化や芸能のほか、工芸技術により生み出された美術工芸品や歴史資料など、地図上に表すことのできない動産を整理しました。

金沢の歴史文化遺産の全体像

【歴史文化遺産を捉える3つの視点】



自然環境
- 山地 - 丘陵 - 平野 - 河川 - 潟 海、海岸 - 植生 - 公園、緑地 - 水田耕作地 - ため池 - 樹木、樹林など
都市・農村空間
- 土地利用 - 街道、街路 - 用水、惣構 - 建造物 - 庭園 - 町並み、集落 - 遺跡 など
伝統文化
- 芸能 - 美術工芸品 - 嗜み - 民俗 など

03. 金沢の歴史文化遺産

■ 金沢には多様な歴史文化遺産が広く分布しています。■



金沢の歴史文化遺産は、風土と歴史に根ざした金沢らしさを生み出す固有の資産であり、近世城下町を基本として現在に至る都市空間の中に歴史的な重なりをもって息づいています。金沢は近世城下町の典型であり、400年以上も戦禍にあわなかった平和都市であると同時に、これまで自然災害の大きな被害を受けなかったことから、現在も当時の都市構造と歴史文化遺産が良好に残っています。

さらに、それらの基盤をなす起伏に富んだ地形や、市街地の背景をなす台地の縁や丘陵地域の豊かな自然環境が都市空間に変化と潤いを与えており、それらの中で近世以来の伝統を伝える多様な文化や工芸技術が一体となって息づいています。また、近代以降に金沢市に合併された旧城下町の周辺地域においても、豊かな自然の中に各時代の遺跡や歴史的な建造物、旧街道、まちなみなどが残り、それらと一体となって中世以来の宗教行事や近世以来の生業、民俗芸能などが息づいているなど、多様な歴史文化遺産が広く分布しています。

04. 金沢の歴史文化遺産の総合的・一体的な保存と活用

—金沢の歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域—

■ 金沢の歴史文化の特徴 ■

金沢における歴史文化遺産は、定住生活が平野部で見られるようになって以降、時代を経ながら海岸部や丘陵地・山地まで広がりを見せ、市域全体に展開されてきました。特に、中世末の金沢御堂は近世城下町の形成の基盤となっており、小立野台地の先端部を中心とした歴史文化遺産の濃密な分布が、金沢の歴史文化の特徴となっています。



金沢の歴史文化の特徴

- 1 旧城下町と文化・経済・流通の歴史文化遺産
城下町の形成・発展を示す多様な歴史文化遺産と伝統技術
- 2 仏教信仰と争乱の歴史文化遺産
加賀一向一揆や戦国期の争乱を伝える寺院群・山城跡
- 3 海外交流と古代勢力の歴史文化遺産
古代の海外交流に関する遺跡や豪族の栄華を伝える古墳群
- 4 政治・経済・産業の近代化を表す歴史文化遺産
教育・軍事・産業などに関連する近代建築や土木構造物
- 5 農耕文化の歴史文化遺産
水田集落の歴史や古代勢力所領の荘園にまつわる歴史文化遺産

関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず、多種多様な有形・無形の歴史文化遺産を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもので、群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組みです。単体では価値づけの難しい歴史文化遺産でも、まとまりを持って扱うことで、相互に結びついた歴史文化遺産の多面的な価値や魅力を明らかにすることができます。

金沢の歴史文化の特徴をふまえ、12の関連文化財群を設定しました。今後、さらなる歴史文化遺産の掘り起こしや新たな価値が見いだされることにより、その変化に応じて見直し、拡充を行うこととしています。

金沢の関連文化財群

- 1 旧金沢城下町の都市構造と歴史文化遺産群
 - 1-1 旧金沢城下町の用水と関わる庭園群
 - 1-2 旧商人町の歴史的界隈と歴史文化遺産群
 - 1-3 金沢のまちの歴史を伝える建築物群「金澤町家」
 - 1-4 金沢の近代化を示す歴史文化遺産群
 - 1-5 金沢の茶の湯文化に関わる歴史文化遺産群
 - 1-6 金沢の建築文化に関わる歴史文化遺産群
 - 1-7 加賀藩御細工所の工芸技術に関わる歴史文化遺産群
- 2 農耕文化に関わる歴史文化遺産群
- 3 古代の祭祀・信仰に関わる歴史文化遺産群
- 4 加賀一向一揆・戦国期に関わる歴史文化遺産群
- 5 戸室石の採石と利用に関わる歴史文化遺産群
- 6 湊町の交易・物流に関わる歴史文化遺産群

文化財保存活用区域

関連文化財群の趣旨に沿った形で歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能と考えられる地域を「文化財保存活用区域」に設定します。多様な歴史文化遺産が集中する区域を設定して保存・活用を積極的に図ることで、魅力的な空間の創出につなげます。

1 旧城下町区域

多様な文化財の保存・活用の取り組みを展開可能

2 金石・大野・粟崎区域

日本遺産「北前船寄港地・船主集落」と湊町特有の文化

3 旧北国街道森本・花園区域

街道筋や加越国境の城跡群など、中世以来の景観・文化

4 二俣・田島区域

和紙技術や伝統芸能など、山間集落の歴史文化が色濃く残る

5 湯涌温泉街区域

「金沢湯涌江戸村」に集積された文化財ほか豊富な地域資源



05. 歴史文化遺産の保存・活用に関する方針



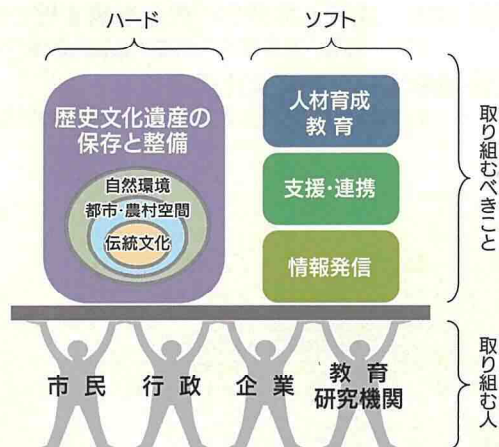
■ 目指すべき将来像 ■

地域全体で『金沢の歴史文化遺産』を守り育てる

金沢の歴史文化遺産を市民共有の財産として地域全体で守り育てていくことは、自分たちのまちに対する誇りを高めるとともに、多くの人々に感動を与え、歴史文化遺産を次世代に伝えていく原動力を生み出すでしょう。

この将来像を実現するためには、その主体となる「市民」、「行政」、「教育・研究機関」、「企業」が、それぞれの役割を果たしながら「歴史文化遺産の保存と整備」、「人材育成・教育」、「支援・連携」、「情報発信」に関して一体で取り組んでいく体制の構築が必要です。

この目指すべき将来像の実現に向け、以下を基本方針及び個別方針として設定します。



基本方針

多様な視点で歴史文化遺産を捉え、保存活用を通して「金沢らしさ」を際立たせる各主体の活動・成果の情報を共有し、協働で歴史文化遺産の保存・活用・継承に取り組む

個別方針

(1) 調査・研究の充実

金沢固有の歴史文化遺産に関する調査・研究事業を推進します。

(2) 文化財保護の対象拡大と保存管理

文化財の指定・選定・登録の推進及び適切な保存管理に資する事業を展開します。

(3) 真実性を重視した保存手法・修復技術の適用

真実性を重視した保存手法・修復技術の理解と適用を進めます。

(4) 保存整備・活用事業の実施

案内開設・体験活動（ソフト）と施設整備（ハード）の総合的な充実を図ります。

(5) 周辺環境の一体的な保全・整備

周辺環境の保全・整備により、金沢の歴史的文脈・地域の個性を際立たせます。

(6) 人材育成

専門的人材の育成支援、学習機会の提供による郷土を愛する人づくり事業を推進します。

(7) 活動支援・連携体制の整備

地域協働で歴史文化遺産を継承する『金沢型の文化財保存活動』を実現する環境整備を進めます。

(8) 関連情報の発信

歴史文化遺産に関する適切な情報を強力に発信していきます。

06. 保存・活用の推進体制

■ 私たち一人ひとりが歴史文化遺産の保存・活用の担い手です。■

計画を推進するにあたり、市民、行政、企業、教育・研究機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体として取り組む体制を今まで以上に強化し、目指すべき将来像の実現を目指します。

歴史文化遺産は、私たちの地域や暮らし、コミュニティに根差して存在するものです。歴史文化遺産のことを考え、関わりを深めることは、私たちの豊かで元氣な暮らしづくり・まちづくりにつながっていきます。



地域全体で『金沢の歴史文化遺産』を守り育てる

■ 専門家

専門的見地からの指導・助言
文化財保護審議会
学識経験者 など

■ 企業・団体

保全の協力者・魅力の発信者
企業、観光協会、NPO
文化財ボランティア など

■ 教育・研究機関

学ぶ機会の提供・調査協力
小・中学校
高等教育機関

■ 行政（金沢市）

計画の推進主体
文化財保護課
ほか関連部局等

■ 市民

文化財の保存・継承・活用の担い手
文化財所有者、地域住民 など

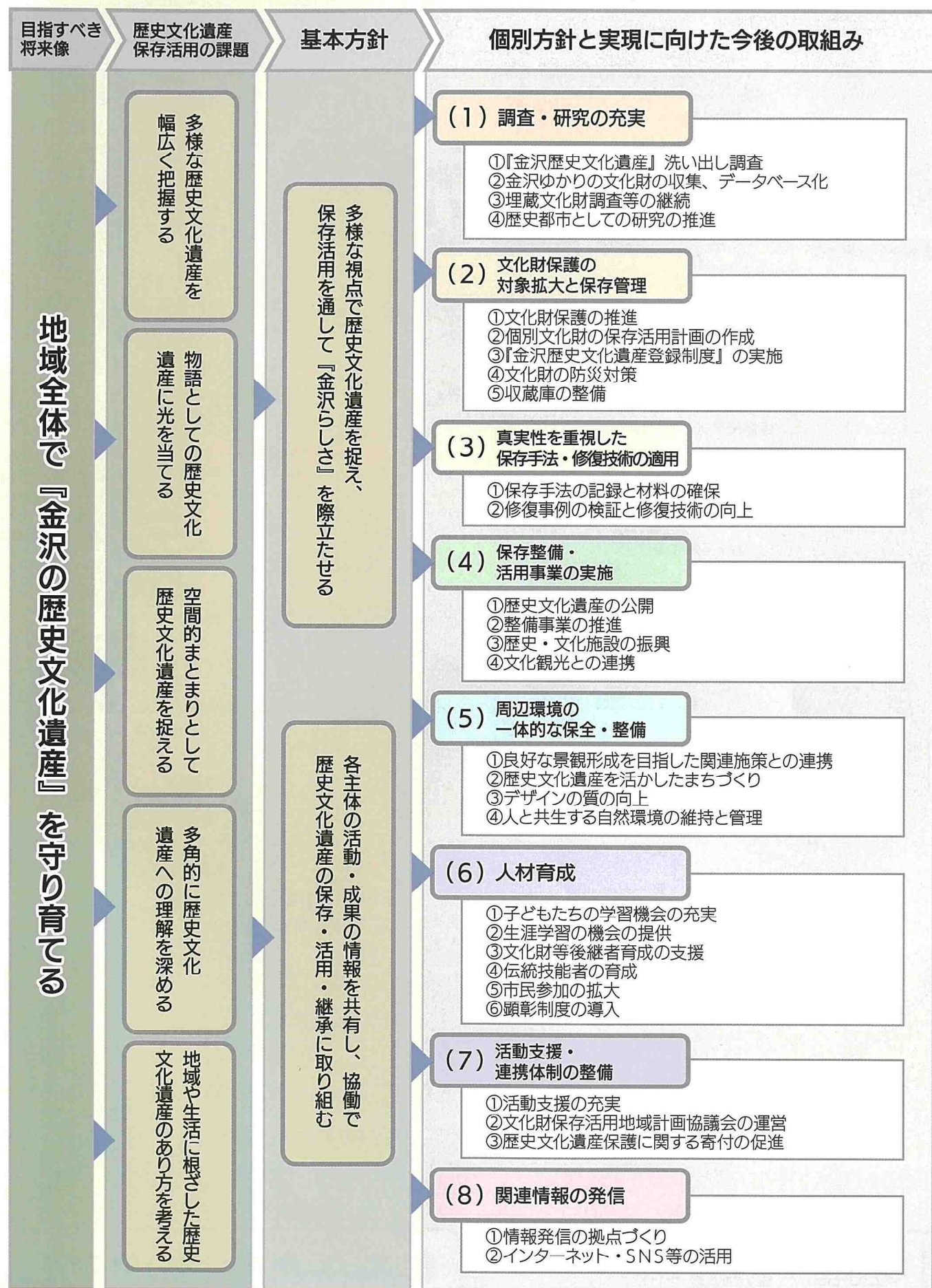
金沢市文化財 保存活用地域計画

計画の作成・実施

■ 文化庁
■ 石川県

■ 目指すべき将来像の実現に向けた枠組み ■

この計画では、金沢の歴史文化遺産の保存・活用の枠組みを以下のとおり設定します。この枠組みに沿って、「地域全体で『金沢の歴史文化遺産』を守り育てる」という将来像の実現に向けて取り組んでいきます。





2022年3月発行

町会長様へご周知ください

生 支 第 783 号
令和4年10月26日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市生活支援課
課長 道下 浩年
(公 印 省 略)

「屋根雪下ろし援護」実施に伴う除排雪の協力依頼文の
配布について

日頃から、本市の福祉行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、「屋根雪下ろし援護」という制度があり、対象世帯に業者の紹介や経済状況に応じて費用の一部助成を行っていますが、敷地内に下ろした雪の除排雪は、この援護の対象となっておりません。

つきましては、貴校下（地区）各町会長に下記配布物を配布していただくとともに、制度の主旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

記

1. 配布物

- (1) 町会長宛依頼文
- (2) 屋根雪下ろし援護の制度概要

※後日、各校下（地区）町会連合会事務局宛に郵送致します。

2. 手順

- (1) 各校下（地区）町会連合会事務局より各町会長へ配布

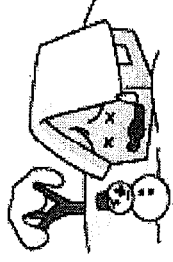
(本件のお問い合わせ先)
金沢市生活支援課
担当 柳田・沖田
電 話：220-2292
FAX：220-2532

この資料は、調査依頼のために、9月に民生委員さんにお配りしたものと同一ものです。

令和4年度版

屋根雪下ろし援護のご案内

～対象世帯の皆様へ～



●「屋根雪下ろし援護」とは

ご自分では屋根雪下ろしができず、親族等の支援が得られない世帯について、事前に市役所へ登録してもらい、大雪の際、市役所が民生委員児童委員と連絡をとりながら除雪業者の紹介や手配を支援し、世帯の経済状況に応じて費用の一部を助成する制度です。

●対象世帯

高齢者世帯、障害のある方の世帯、母子世帯のうち、親族や家主から屋根雪下ろしの援助が受けられない世帯で、毎年調査する「屋根雪下ろし対象世帯名簿」に掲載された世帯です。

※生活保護受給世帯は生活保護法による屋根雪下ろしの援助を行うため、この制度の対象外です。

●費用のお支払いについて【屋根雪下ろし実施前に対象世帯と除雪業者で金額を決めます。一回あたり2～5万円程度かかっている世帯が多いです。】

- ・費用を全く負担できない世帯（A世帯）…（一社）金沢建設業協会加盟業者がボランティアで屋根雪下ろしを行います。
（1回あたりの費用が3万円を超える金額については差額を対象世帯が支払います。）
- ・一部自己負担が可能な世帯（B世帯）…対象世帯が全額を立て替え払い後、市役所へ援護申請の手続きをしてください。
（一回あたり3万円を上限として、かかった費用の半額（上限1万5千円）を補助します。
例：4万円かかった場合、自己負担2万5千円、市役所からの補助1万5千円）
- ・費用を自己負担できる世帯（C世帯）…対象世帯から業者へ直接お支払いください。（全額自己負担。除雪業者の手配のみ支援。）

●大雪の際の屋根雪下ろしの依頼方法

- ①対象世帯より、担当の民生委員児童委員へ屋根雪下ろしの実施希望を連絡します。
- ②民生委員児童委員が、ご自宅を訪問して屋根雪下ろしの必要性を判断します。
- ③屋根雪下ろしが必要と判断された場合、民生委員児童委員から金沢市役所の担当課へ連絡します。
- ④金沢市役所担当課より、業者の紹介や連絡を行います。
- ⑤屋根雪下ろし実施後、B世帯については市役所へ補助金の申請を行います。

※民生委員の方より、屋根雪下ろし利用世帯から敷地内の雪を除雪しないと生活できないと相談があり、困ったことがあったという声があったため民生委員や利用世帯から相談があればご協力お願いします。



屋根から下ろした雪の除雪や運搬はこの援護制度の対象外です。皆様で協力して除雪していただくようお願いいたします。

町会長様へご周知ください

道 管 第 1357 号

令和4年10月26日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市道路管理課

課 長 木谷 哲

**令和4年度 道路除雪計画書、道路除雪計画路線図
及び各校下（地区）毎の除雪路線図の配布について**

日頃より、本市の道路行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の道路除雪計画につきまして、道路除雪対策会議での議決を経て、決定する予定です。

つきましては、道路除雪計画の決定後、下記配布物を各校下（地区）事務局にお届けいたしますので、各町会長様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 配布物

- (1) 令和4年度 金沢市道路除雪計画書 … 資料1
- (2) 令和4年度 金沢市道路除雪計画路線図 … 資料2
- (3) 金沢市除雪作業本部からのお願い等 … 資料3、資料4

※ (1)～(3)について、各校下（地区）連合会（2部）＋各町会長分を事務局へお届けします。

2. 手 順

- (1) 金沢市より各校下（地区）町会連合会事務局へ送付
- (2) 各校下（地区）町会連合会事務局より各町会長へ配布

※配布物は、金沢市ホームページにも掲載いたします。不足の場合には金沢市ホームページの閲覧、印刷いただきますようお願いいたします。

(本件のお問い合わせ先)

金沢市道路管理課 占用係

担当 吉田、杉村

電 話：220-2319

FAX：220-2274

令和 4 年 度

金沢市道路除雪計画書



金沢市土木局

金沢市除雪作業本部からのお願い

除雪マナーを守りましょう

金沢市では、冬期間の道路交通網を確保し市民生活を守るため、除雪体制を整えています。しかし、みなさん一人一人の協力がなければ長い冬を乗り切れることは出来ません。雪国でのマナーにご理解を!!

タイヤは早めに交換しましょう



除雪用具を常備しましょう



町ぐるみで除雪をしましょう!

・目宅前・生活道路・歩道
・河川沿道・横断歩道の前・バス停など



道路に雪を出さないで! 用水に雪を捨てないで!



除雪作業後の玄関先などに残った雪の除雪にご協力ください



スムーズな除雪作業にご協力ください

路上駐車はやめましょう



不要不急の外出は控えましょう



マイカーを自衛し公共交通機関を利用しましょう



金沢市道路管理課



除雪についての情報は、金沢市ホームページにてご覧いただけます。
(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/29210/sekisetu/jyosetsu.html>)

金沢市ホームページ(いね金沢)くらしのトップ画面 → 組織別業務案内 → 道路管理課 → 道路除雪計画



道路除雪計画



制度の内容を拡充しました

金沢市の除雪に関する補助制度

地域除排雪活動費補助 町会等が事業者により機械による除排雪を委託する際の補助金

補助適用期間 金沢市地域防災計画に基づく雪害対策本部が設置されている期間

補助対象とする道路 市道及び市道以外の通学路など、市長が必要と認める道路

補助率及び補助限度額 補助率は費用の4分の3、補助限度額は1町会あたり50万円/年度とします。

小型除排雪機械等購入費補助

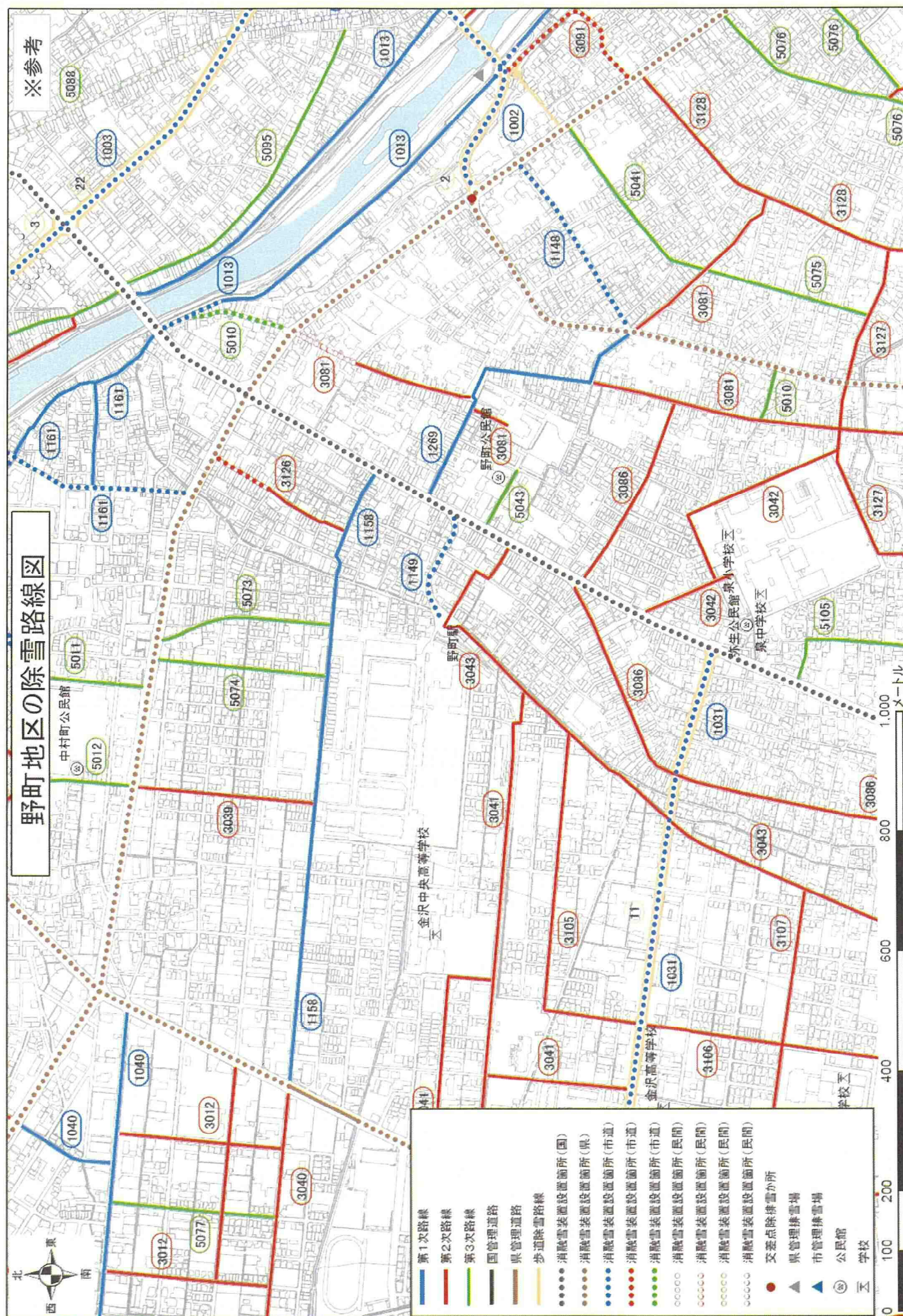
除雪機械・消雪用水ポンプ購入費に対する補助金

消雪装置設置補助

道路上の消雪装置の設置又は改修費に対する補助金

除雪に関する問い合わせ先

市道	国道(ただし、8・157・159号)
金沢市土木局道路管理課	TEL:076-220-2321
かなざわ市道管理課	TEL:076-238-5071
市道	市道
石川県土木局土木総合事務所	TEL:076-239-3903
石川の雪みちナビ	TEL:076-249-8111
石川	石川



町会連合会長様へのお知らせ

予 防 第 104 号
令和 4 年 10 月 26 日
(2022 年)

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市消防局
局長 蔵 義 広
(公 印 省 略)

防火安心講座のご案内及び住宅用火災警報器共同購入ガイドの配布について

日頃から、本市行政に関しまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、平成 20 年 6 月から全ての住宅へ住宅用火災警報器の設置を義務化し、令和 4 年時点で住宅用火災警報器の設置率については、87%を超え、近年の火災件数減少に一定の効果が現れているところです。

しかし、設置義務化から 14 年余りが経過し、既に多くの世帯で住宅用火災警報器の更新時期を迎えているなか、適切な維持管理が行われない場合、住宅火災による死者の増加が懸念されているところです。

つきましては、市民の皆様には防火意識を高めてもらうための「防火安心講座」について御案内しますとともに、住宅用火災警報器を共同購入する際の参考として「住宅用火災警報器共同購入ガイド」を各町会へ配布することとしました。

本趣旨をご理解いただき、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 配布物

住宅用火災警報器共同購入ガイド（各町会へ 1 冊）

2 配布要領

令和 4 年 11 月中に各校下町会連合会事務所あてに郵送いたします。大変お手数ですが、各町会への配布をお願いいたします。また、消防職員が出前講座として実施しています「防火安心講座」の班回覧についても併せてお願いいたします。

【本件のお問い合わせ先】

〒921-8042 金沢市泉本町 7 丁目 9 番地 2
金沢市消防局予防課 館、酒井
TEL : 076-280-2065 FAX: 076-280-0020

防火安心講座 申し込み受付中!

地域の防火意識を高めるための研修会などに
消防職員が**出向**します。

無料



防火安心講座とは？

金沢市では、毎年、住宅火災による死傷者が発生しています。
住宅火災から命を守るため、身近に潜む火災発生につながる危険や
防火のポイント、住宅の安全度を高める方法について学びます。

● 対 象

10名以上の参加者を予定している市民団体、各種グループ

● 開催日時

講座を開催する時間帯は、原則、午前10時から午後9時まで
土、日、祝日でも派遣可能です。

1回あたりの講座は、1時間以内を予定しています。

● 開催会場

金沢市内のどこへでもお伺いします。
開催会場の確保、準備、進行等は、
申込みされる団体が行ってください。

● 専用テキストをリニューアルしました。



講座に関するお問い合わせ・申し込みは

金沢市消防局 予防課	TEL	280-2065	FAX	280-0020
中央消防署 予防係	TEL	280-5041	FAX	280-5043
駅西消防署 予防係	TEL	280-6094	FAX	280-6095
金石消防署 予防係	TEL	280-7037	FAX	280-7039

防火安心講座 開催申込書

申込日	年 月 日				
住所	(〒 -)				
団体等の名称					
代表者役職・氏名					
希望テーマ	(テーマ名)				
開催希望日時	(第 1 希 望)	月	日 ()	時 分 ~	時 分
	(第 2 希 望)	月	日 ()	時 分 ~	時 分
	(第 3 希 望)	月	日 ()	時 分 ~	時 分
開催場所	(会 場 名) (所 在 地) (電 話 番 号)				
参加予定人数	人				
当日の会合の名称					
特に聞きたい内容、 連絡事項など					
連 絡 先	住所	(〒 -)			
	担当者氏名				
	電話番号				
	FAX番号				
	E-mailアドレス				

【 申 込 方 法 】 ■ 事前に消防署と日程を調整のうえ、 申込書に必要事項をご記入して、 FAXでお申し込みください。	【 申 込 先 】 金沢市消防局予防課 TEL 280-2065 FAX 280-0020 金沢市中央消防署 TEL 280-5041 FAX 280-5043 金沢市駅西消防署 TEL 280-6094 FAX 280-6095 金沢市金石消防署 TEL 280-7037 FAX 280-7039
--	--



住宅用火災警報器

共同購入ガイド

適切な更新(10年目安)が大切な命を守ります!



金沢市消防局



はじめに

下の写真を見て、想像してみてください。もしこの中に取り残されていたら、もし大切な家族がいたら…

火災から命を守るには、いち早く火災に気付くことが大切です。金沢市では平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、令和3年までに50件もの奏功事例があるなど、多くの命が救われてきました。

しかし、設置から10年以上が経過すると、経年劣化により故障や電池切れが発生し、今後正しく作動しない住宅用火災警報器が増えることが想定されます。

大切な命のために、住宅用火災警報器について、地域のみなさんで話し合い、防火意識を高めていきましょう。

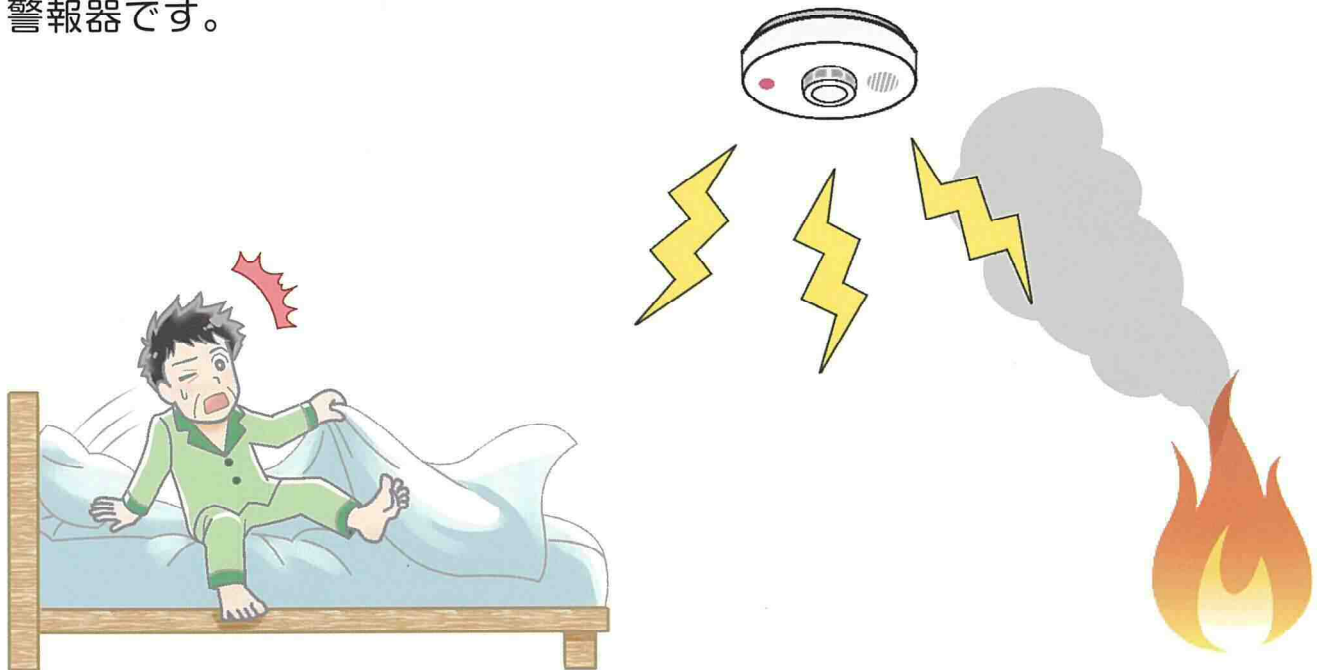


目次

- ・ 住宅用火災警報器とは？…………… P1
- ・ 住宅用火災警報器の設置場所…………… P2
- ・ 住宅用火災警報器の維持管理(点検・交換)…………… P3
- ・ 住宅用火災警報器の共同購入(まとめ買い)とは？…………… P4
- ・ 共同購入(まとめ買い)の進め方 ……………P5～P7
- ・ 住宅用火災警報器普及協力事業所(共同購入)一覧…………… P8～P9

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は火災を熱や煙により感知し、**逃げ遅れを防ぐ**ための警報器です。



すべての住宅に設置が**義務**付けられています。(金沢市火災予防条例)
※金沢市では87.5%の住宅に設置されています。

死者が発生した住宅火災における設置の割合を見ると・・



未設置の住宅は
火災による
死亡率が高い

住宅用火災警報器が**設置**されていれば、
火災から命が助かる可能性が高い

就寝中の火災にも **効果絶大**

必ず設置！



住宅用火災警報器の設置場所

設置場所は、「**寝室**」と
寝室が2階の場合は、「**階段**」にも必要です。
また、「**台所**」への設置も非常に有効です。

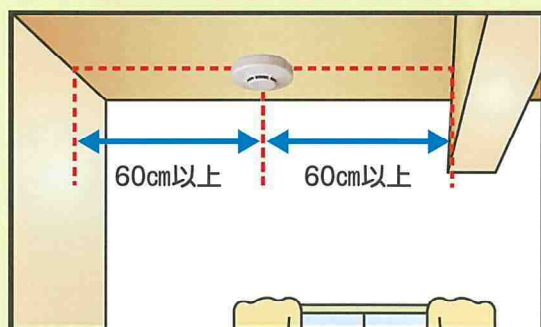
義務設置場所

寝室が2階の
場合は、階段
にも必要

寝室

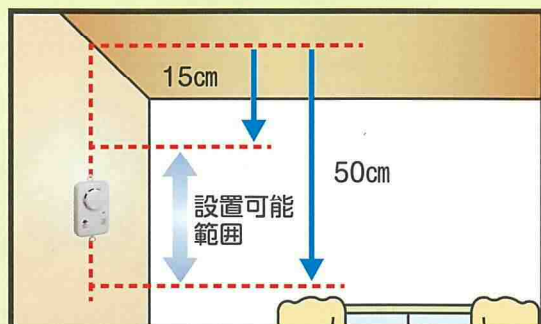
寝室

● 天井に取り付ける場合

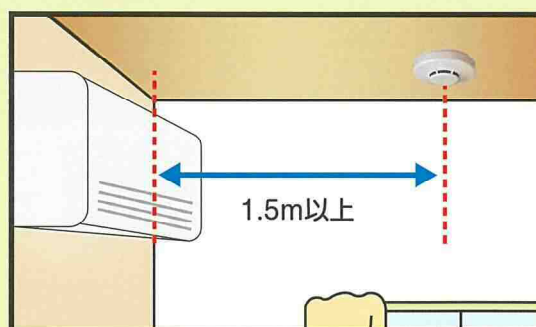


壁や梁からは60cm以上離す

● 壁に取り付ける場合



天井から15cm以上50cm以下に取り付ける



エアコンなどの吹き出し口からは
1.5m以上離す

住宅用火災警報器の維持管理(点検・交換)

電池切れや故障した住宅用火災警報器は正しく作動せず、
火災に気付くことが遅れるおそれがあります。

**住宅用火災警報器の故障は大変危険！
以下のポイントをチェック！！**



(1) 定期的に点検

・メーカーなどにより点検の仕方が **2種類** あります。



ひもを引くタイプ



ボタンを押すタイプ

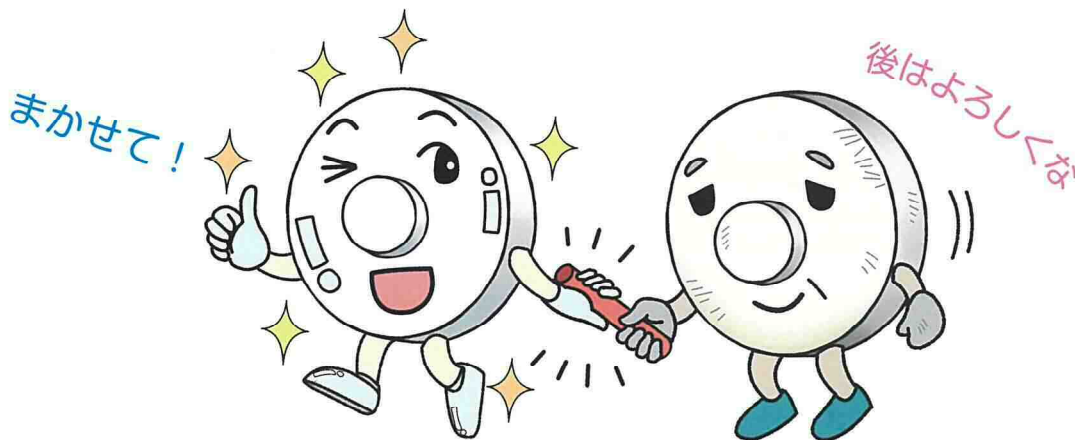
**鳴動しない場合は
必ず交換
してください！**

毎月10日 は 住宅用火災警報器点検デー です



(2) 10年で交換

- ・住宅用火災警報器の **寿命は10年** 程度です。
- ・10年経過すると、電池切れのほか **部品の劣化** の恐れがありますので **本体交換** をお奨めします。



金沢市では、平成20年6月にすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。現在、**ほとんどの世帯**の住宅用火災警報器が、設置から**10年以上経過**していると見込まれる状況です。

住宅用火災警報器の共同購入(まとめ買い)

町会や班で **【住宅用火災警報器の共同購入】** に取り組みましょう。

【共同購入(まとめ買い)のメリット】

- 1 取扱事業者と**スケールメリット**を活かした**価格交渉**ができる。
- 2 地域で購入することで、
次回の**交換時期が容易に管理**できる。
- 3 隣近所で助け合う意識が生まれ、
住民同士のつながりが深まる。
(住宅用火災警報器の正しい知識の取得
取付作業のサポートなど)
- 4 住宅用火災警報器の設置・交換が進むことで、
地域全体の防火体制が強化される。
(火災リスク、延焼リスクの減少)



住宅用火災警報器など住宅防火について詳しく知りたい場合



「防火安心講座」(無料)

防火のプロから学べます

対象：地域住民

講師：消防職員

最寄りの消防署までお問い合わせください(連絡先はうら表紙に掲載)

「共同購入(まとめ買い)」の進め方

1. 業者(住宅用火災警報器普及協力事業所等)へ問い合わせ

共同購入できる業者 [P8～9(住警器普及協力事業所一覧)を参考] に、見積・カタログなどを請求。

※複数の事業所での見積をお勧めします。

見積業者への確認事項

- ・納入可能な機種メーカー
- ・本体価格はいくらか？(何個で〇〇円になるなど)
- ・自ら取付できない方への対応
 - 〔業者へ依頼する場合：取付費用、取付方法を確認
 - 【参考】地域で助け合い、取付をした事例もございます
- ・支払方法への対応(コンビニ決済、振込、集金など)
- ・納期、取付時期は？
- ・交換により不要となる住宅用火災警報器の回収

2. 希望調査

- ・班回覧を活用して希望調査(次頁見本参照)
(世帯毎の必要個数、取付作業の要否 など)
- ・希望者からの集金方法を決めておく

3. 発注

- ・希望調査をとりまとめ、業者へ発注
(金額、支払方法、配送場所など再度確認しておきましょう)

4. 納入・引き渡し(取付)

- ・住宅用火災警報器が届いたら、数量を確認
- ・引渡日の変更などあった場合、町会(班)希望者へ連絡

住宅用火災警報器 希望調査(回覧用紙)見本

住宅用火災警報器共同購入 希望調査 【〇〇町会 〇班】

世帯主氏名	住所 (町名・番地)	電話番号	購入個数 1個●●円	取付 (どちらかに○) 希望する(●●円)	合計金額	備考
(例) 消防太郎	〇〇町 210 番地	090-〇〇-〇〇	4	希望する・ しない	¥〇,〇〇〇	
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		
				希望する・ しない		

〇班	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
回覧									

令和〇年〇月〇日

〇〇町会 (〇班) の皆様へ

〇 〇 町 会
町会長 〇 〇 〇 〇
(班 長)

住宅用火災警報器の共同購入 (更新) のご案内

住宅防火対策に大きな効果がある住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられており、その寿命はおよそ 10 年です。

皆様のお宅の住宅用火災警報器は大丈夫でしょうか？私たちのまちを火災から守るため、住宅用火災警報器の共同購入についてご案内します。以下の実施要領をご一読の上、ご希望の方は裏面によりお申し込みください。

なお、各班班長は、共同購入の希望調査をとりまとめ、〇月〇日までに〇〇まで提出してくださいようお願いいたします。

〇〇町会 住警器共同購入 実施要領

- 費用 1 個あたり「〇〇円 (税込)」
※取付を希望される方は、「〇〇円」追加となります。
- 対象機種 〇〇社製 煙感知器
- 引渡日 令和〇年〇月〇日〇時
- 引渡場所 〇〇町会会館
- 引渡方法 例：上記会館にて引き渡し (取付を希望される方は、別途ご案内します)
交換により不要となる住宅用火災警報器の回収も合わせて行います

金沢市消防局
ホームページにて
ダウンロードできます



共同購入の進め方 まとめ・役割分担(例)

内 容		町会単位で 購入する場合	班単位で 購入する場合
1 業者へ問い合わせ	・メーカーの選定 ・見積（本体価格・取付費用） ・納入場所、納期 など	町会長など 町会役員	班長
2 購入希望調査	・班回覧を活用 ・集金方法を調整各班	各班長	
	・希望調査をとりまとめ	町会長など 町会役員	
3 発 注	・業者へ発注 （数量・金額等を再度確認）		
4 納入・引渡し	・数量の確認 ・引渡日時、場所、支払 ・取付作業日時の調整 （業者と希望者での連絡可）		

(参考) 様々な機能を付加した住宅用火災警報器

新しく交換する際は、火災などの危険に対して、より安心できる様々な機能を備えた機器の設置を検討しましょう。

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

一人暮らしや、お年寄りのみの世帯にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・耳の不自由な方にお勧めです。



金沢市住宅用火災警報器普及協力事業所(共同購入)一覧

金沢市住宅用火災警報器
普及協力事業所制度 とは

住宅用火災警報器(検定品)を販売・取扱が可能な
事業者のうち、住宅用火災警報器の普及活動に協力
する事業所を金沢市が公表するものです。

R4.9.1現在

No	中学校区	事業所名	住 所	連絡先	取付	販売
1	泉	カワベデンキ	金沢市泉本町4丁目32番地1	242-4334	○	○
2	泉	スカイ中央 有限会社中央サンヨー	金沢市弥生2丁目3番1号	241-3121	○	○
3	泉	ゆうらくざ・あらよし	金沢市弥生1丁目31番41号	241-1373	○	○
4	泉	株式会社パスパレディック	金沢市泉が丘1丁目18番9号	241-1313	○	○
5	泉	さとや電機	金沢市増泉3丁目10番7号	247-4242	○	○
6	泉	株式会社本田商会	金沢市増泉2丁目19番10号	242-7141	—	○
7	清泉	おとたに電機	金沢市久安5丁目268番地	242-6282	○	○
8	清泉	株式会社善商	金沢市有松2丁目2番17号	245-5291	○	○
9	野田	ルーカス	金沢市法島町6番29号	243-8200	○	○
10	高尾台	総合電化ルーム	金沢市高尾台1丁目138番地	298-1643	○	○
11	高尾台	グレイス・ひかり	金沢市窪4丁目159番地1	242-5938	○	○
12	高尾台	ヨネ電機株式会社	金沢市三馬2丁目249番地	247-0369	○	○
13	高尾台	しおだ電化	金沢市三馬1丁目433番地	247-3322	○	○
14	城南	株式会社三協商会	金沢市笠舞2丁目22番6号	261-2809	○	○
15	城南	AREA-1 ヒロカミ三口店	金沢市三口新町4丁目3番5号	231-0010	○	○
16	城南	DENKI10	金沢市城南2丁目38番4号	261-3285	○	○
17	紫錦台	株式会社すみれ屋商店	金沢市木倉町3番1号	231-4640	○	○
18	紫錦台	オカベ電器	金沢市小立野1丁目2番16号	222-9215	○	○
19	兼六	有限会社東英電化	金沢市材木町9番1号	261-1363	○	○
20	兼六	電化のハヤシ	金沢市鈴見台1丁目5番3号	262-3969	○	○
21	兼六	新光家電	金沢市旭町1丁目20番15号	262-4490	○	○
22	小将町	東京テレビ	金沢市尾山町5番6号	221-1670	○	○
23	高岡	北一電気株式会社	金沢市入江1丁目613番地	291-3939	○	○
24	高岡	オーツカ電機サービス	金沢市高畠1丁目406番地	291-1283	○	○
25	高岡	つるが電機株式会社	金沢市間明1丁目263番地	291-2300	○	○



**住宅用火災警報器
普及協力事業所
最新の登録状況はこちら→**



金沢市消防局ホームページ

No	中学校区	事業所名	住 所	連絡先	取付	販売
26	鳴和	株式会社アロテック	金沢市小金町4番23号	251-2210	—	○
27	鳴和	株式会社卯野商会	金沢市小橋町7番5号	252-1435	—	○
28	鳴和	株式会社消防設備保守センター	金沢市神宮寺2丁目29番20号	251-2870	—	○
29	鳴和	長野ポンプ株式会社	金沢市浅野本町口145番地	252-4336	—	○
30	北鳴	東洋電波サービス	金沢市福久町ホ28番地3	258-1126	○	○
31	長田	アンドわかでん 若電株式会社	金沢市示野町イ29番地1	267-2238	○	○
32	長田	AREA-1 ヒロカミ西念店	金沢市西念2丁目8番13号	223-3084	○	○
33	浅野川	ホソカワデンキ	金沢市東蚊爪町ト65番地4	238-0696	○	○
34	浅野川	有限会社タカラデンキ	金沢市北安江2丁目11番38号	221-6432	○	○
35	浅野川	株式会社ほくつう石川支社	金沢市問屋町1丁目65番地	237-3811	—	○
36	浅野川	合資会社 服部商店	金沢市三口町火105番地	237-1233	—	○
37	港	前田電業	金沢市直江町イ240番地	237-6065	○	○
38	港	有限会社フットワーク	金沢市直江北1丁目59番地	255-1681	○	○
39	港	デムラデンキ	金沢市粟崎町チ29番地7	237-6993	○	○
40	金石	清水電機商会	金沢市金石西1丁目28番6号	267-0362	○	○
41	金石	有限会社アルファー家電	金沢市桂町ヘ46番地1	268-0146	○	○
42	金石	株式会社タカギ電機	金沢市金石東3丁目2番9号	268-3118	○	○
43	大徳	福田電機株式会社	金沢市畝田中1丁目77番地	268-1723	○	○
44	西南部	有限会社コム.カシワギ電機	金沢市押野3丁目49番地	247-4386	○	○
45	緑	株式会社北陸総合防災センター	金沢市上安原町934番地	249-0488	○	○
46	緑	中央防災消防株式会社	金沢市松島2丁目87番地	220-7764	—	○
47	額	ニシオ電機	金沢市大額1丁目304番地1	298-2882	○	○
48	森本	ナカマチデンキ	金沢市吉原町ハ10番地2	258-1707	○	○
49	森本	デンハウ家電	金沢市湖陽1丁目127番地	257-3135	○	○
50	内灘	電化ショップ メイリョウ	河北郡内灘町鶴ヶ丘5丁目1番地49	286-1238	○	○
51	内灘	有限会社スズヤうちなだ	河北郡内灘町大根布7丁目125番地1	286-2551	○	○



金沢市消防局予防課 076(280)2065
金沢市駅西消防署 076(280)6094

金沢市中央消防署 076(280)5041
金沢市金石消防署 076(280)7037

班回覧のお願い

企 維 第 163 号
令和4年10月17日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市企業局維持管理課
課 長 沖 津 功

「水道管にも冬じたくをしましょう」の班回覧へのご協力をお願い

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「水道管にも冬じたくをしましょう」につきまして、平成30年1月のような寒波での水道管の凍結や破裂による市民生活への影響を最小限に抑えるために、別添回覧チラシを作成いたしました。

つきましては、回覧チラシのとおり、市民の皆様にお知らせしたいと存じますので、各世帯への回覧につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、回覧チラシは、令和4年11月中旬に各校下（地区）事務局にお届けしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

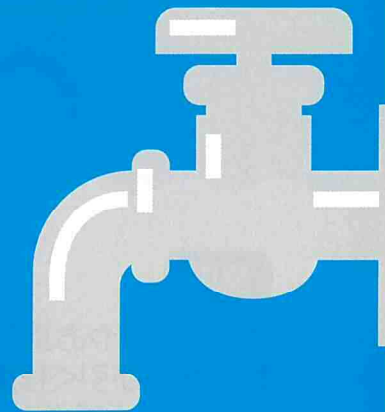
（本件のお問い合わせ先）

金沢市企業局維持管理課 担当 堂岸

電 話：220-2768

F A X：265-4065

水道管にも 冬じたくをしましょう



凍結が予想される日は、事前にテレビなどで随時
お知らせされますので、凍結防止策をとりましょう。

⇒詳しい凍結対策については裏面をご覧ください。

冬季前にご自宅のメーター位置をご確認ください

凍結により漏水した場合は、メーター横のバルブを時計回りに
回して閉止し、お客さまからお近くの水道屋さんへ修理を依頼
してください。※1

長期不在時は、使用休止（閉栓）のご連絡を
企業局コールセンターへ電話もしくはインター
ネットにて届け出ることをおすすめします。※2

※1 修理費用はお客さまのご負担となります。

※2 届出受付後、現地のメーターバルブを閉止封印し、水の供給を止めます。



水道メーターボックス

時計回りに
回します



お申込みは
こちらから▶

付近のお宅も大丈夫ですか



お隣は、
お留守や空き家ではありませんか？



不在のお宅から水漏れして、
家の壁から水が出ていませんか？



多くの漏水をそのままにしておくと、周辺のお宅の水の出が悪くなる可能性があります。



ご自宅やご近所の水漏れにお気づきの
際は、下記までご連絡ください。



金沢市企業局

BUREAU OF
WATERWORKS
AND SEWERAGE
KANAZAWA

コールセンター ミズハ イナ 0120-328-117

FAX 076-220-2693



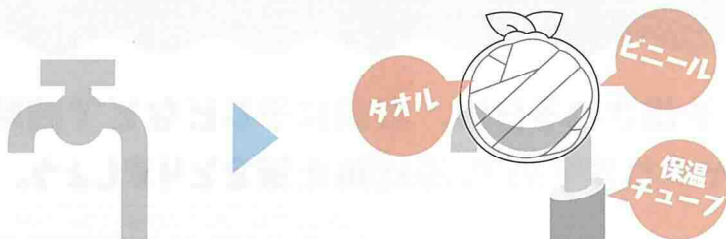
水道管の凍結を防止するには

屋内

夜間、台所やお風呂場の蛇口を糸が引く程度開けておいてください。浴槽に栓をしてお湯の蛇口を同様に開けておけば水を無駄にしません。(給湯器のスイッチは切っておきましょう。)

屋外

屋外の蛇口や露出している管は、保温のため、保温チューブを巻くか、タオルを巻き、濡れないようにビニール袋で防水しましょう。



凍結したときの対応は

お問合せが多かった内容をご紹介します

Q 水が出ない

A 自然に溶けるのを待つのが一番よい方法です。

Q 早く解消する方法はないか

A 水道管が外に露出している箇所にタオルを当て、40℃程度のぬるま湯をゆっくりかけてください。(熱湯をかけると水道管を損傷する恐れがあります。)
他にはカイロをあてる、コンセントが近くにあればドライヤーで温風をあてるという方法もあります。



Q 破裂して噴き出した分の水道料金はどうなるのか

A 修理後、修理を行った水道屋さんに水道料金等減額申請書を作成してもらい、料金センターまで申請いただければ、水道料金の一部が減額出来る場合があります。
申請前に一度お問い合わせください。

Q お湯が出ない

A 水しか出ない場合は、給湯器の故障が考えられます。修理を依頼してください。
もしも水も出ない場合は、やはり凍結が原因です。
給湯器の下側の配管が見える場合は、そのバルブ部分を温めてみてください。解消しない場合は、自然に溶けるのをお待ちください。

HPも
ご覧ください。



金沢市企業局 凍結防止

検索



石司発第374号
令和4年10月26日

各校下（地区）町会連合会会長 殿

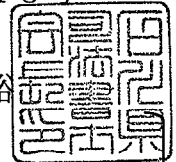
金沢市新神田四丁目10番18号

石川県司法書士会

会長 曾根 裕

問合先 事務局

TEL076-291-7070, FAX076-291-4285



市民公開講座 相続・遺言セミナー及び
司法書士・税理士による県内一斉相続遺言無料相談会
チラシの班回覧御協力のお願い

拝啓 秋冷の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当会の事業の広報に御協力いただき、誠にありがとうございます。さて、当会では「市民公開講座 相続・遺言セミナー」を令和5年1月28日（土）に、「司法書士・税理士による県内一斉相続遺言無料相談会」を令和5年1月29日（日）に開催いたします。

上記のセミナーは、金沢地方法務局と共催で、市民の皆様の関心が高い相続・遺言について、身近な事例を御紹介し、また令和6年4月1日から始まる相続登記の義務化や、自筆証書遺言書保管制度、法定相続情報証明制度等の新しい制度の紹介や手続利用の仕方をわかりやすく解説することで、市民の皆様の不安を解消する一助としていただくことを目的として実施するものです。

また、上記のセミナーを開催することに併せて翌日29日（日）に司法書士・税理士による相続・遺言についての相談会を県内一斉に開催いたします。

つきましては、上記セミナーの開催及び一斉相談会を広く市民の皆様にお知らせしたく、別紙のチラシを送付いたしますので、本チラシの班回覧をお願い申し上げます。何卒、本セミナー及び相談会の趣旨を御理解の上、当事業の周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

相続・遺言セミナー

はじまる！新しい相続について

日時

令和5年 **1月28日** **土**

午後1時30分～午後4時10分

会場

石川県地場産業振興センター
新館1階 コンベンションホール
金沢市鞍月2丁目1番地

**入場
無料**

定員
200名

予約
不要

■ 第一部 相続・遺言に関する市民セミナー

よくある事例を模した相続・遺言がテーマの寸劇動画をご覧いただき、動画内で取り上げた相続・遺言に関する問題や制度について司法書士がわかりやすく解説します。

■ 第二部 金沢地方法務局による講演

相続登記の義務化や自筆証書遺言書保管制度、法定相続情報証明制度など、新しい制度の紹介や手続利用の仕方、新しい制度が必要となった背景事情などを中心にお伝えします。



司法書士が、
わかりやすく解説いたします。

令和5年

1/29
日

県内一斉 司法書士・税理士 による 相続遺言無料相談会 開催!

相続登記・遺言に
関する相談は
司法書士に

不動産の
相続手続は?

遺言書の作り方を
知りたい...



石川県司法書士会キャラクター「シホーマン」

相続税・贈与税に
関する相談は
税理士に

相続税の
申告手続は?

生前贈与に
ついて聞きたい

相続や遺言についてお悩みの方は お近くの相談会場をご利用ください。

相談
日時

令和5年

1月29日(日)

午後1時～午後4時

(石川県司法書士会館のみ 午前10時～午後4時)

金沢市

石川県司法書士会館
新神田4丁目10番18号

金沢市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

金沢市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

金沢市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

珠洲市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

輪島市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

七尾市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

羽咋市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

津幡町

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

野々市市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

白山市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

白山市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

小松市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

小松市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

加賀市

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

※県内15会場で開催予定です。なお、相談会場については変更の可能性もございますので、当会ホームページ又は
●月●日(●)付の北國新聞又は北陸中日新聞の朝刊広告でご確認ください。

※相談受付開始直後は大変混みあいますので時間を調整のうえ、ご来場ください。

相談無料

予約不要

秘密厳守

当日、相談会場まで
足を運ばない方は、
お電話でご相談
ください。



当日電話相談

専用ダイヤル(午前10時～午後4時)

076-291-0099



身近な街の法律家

石川県司法書士会

〒921-8013 石川県金沢市新神田4丁目10番18号

TEL: 076-291-7070

シホーマン



あなたの暮らしのそばにいる

北陸税理士会

〒920-0022 石川県金沢市北安江3丁目4番6号

TEL: 076-223-1841

北陸税理士会



班回覧のお願い

令和4年10月26日

各校下(地区)町会連合会 会長 様

金沢税務署長



令和4年分確定申告関係チラシ及び税の疑問解決方法案内チラシの
班回覧について (お願い)

税務行政につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月16日(木)から、令和4年分の所得税等確定申告書の受付が始まります。当税務署では、スマホやパソコンを利用した「自宅等での確定申告書の作成」を推進しており、市民の皆様にも申告書の作成方法等をチラシによりご案内したいと考えております。

また、税の疑問についての解決方法をご案内するとともに、税務署にご相談をされる場合の「事前予約制度」について周知したいと考えております。

そこで、下記のとおり、チラシの班回覧につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、チラシについては現在作成中であり、下記のとおり各校下(地区)事務所にお届けしたいと存じますので、よろしくお願いします。

記

1 税の疑問解決方法案内チラシ (別紙のとおり)

- ・回覧時期・・・・・・・・・・令和4年11月
- ・各事務所へのお届け時期・・・令和4年10月末
- ・問い合わせ先・・・・・・・・・・金沢税務署 管理運営部門(担当:平野里香)
Tel (076) 261-9927 (直通)

2 自宅等での確定申告書の作成案内チラシ (作成中)

- ・回覧時期・・・・・・・・・・令和5年1月
- ・各事務所へのお届け時期・・・令和4年12月中旬
- ・問い合わせ先・・・・・・・・・・金沢税務署 個人課税第一部門(担当:嶋田覚)
Tel (076) 261-9937 (直通)

所得税、法人税、
相続税、消費税など

国税についての疑問 解決方法を紹介します！

国税庁ホームページから

タックスアンサー（よくある税の質問）で解決！

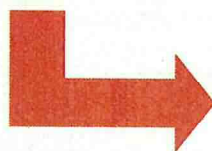
○「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載しています。

詳しくはこちら



医療費を支払ったら
確定申告すれば
いいの？

医療費



No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）	
[平成31年4月1日現在適用]	
1 医療費控除の概要	
その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えたときは、その医療費の額を額に計算される金額（下記3の額）の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。	
2 医療費控除の対象となる医療費の要件	
(1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。	
(2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（ただし、の医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります。）。)	

チャットボット（ふたば）で解決！

○税に関する疑問について、AI（人工知能）が自動で回答します。

年末調整

インボイス制度

所得税の
確定申告



詳しくはこちら



税務職員ふたば

電話から

電話相談センターで解決！

○税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

○税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「1」を選択してください。

税務署での面接相談は **事前予約** が必要です。

○面接による相談予約は、所轄の税務署へ電話をし、音声案内に従い「2」を選択して日時を予約してください。

一人ひとりの
納税が
社会の中で
実ります

期間
11月11日
11月17日



国税庁 税を考える週間 検索
<https://www.nta.go.jp>



税を考える週間
これからの社会に向かって

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中！

インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載
しております。

※金沢税務署においても11月、12月に説明会を行います。
こちらのサイトから日程等をご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して
24時間自動でお答えします。

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度の
チャットボットは
こちらから



令和 4 年 10 月 26 日

金沢市町会連合会御中

一般社団法人金沢市歯科医師会
会 長 伊藤 基夫
(公印省略)

一般社団法人金沢市歯科医師会

「フッ化物洗口セット処方事業」チラシについて

拝啓、時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃より金沢市歯科医師会会務運営に多大なご恩賜り厚く御礼申し上げます。

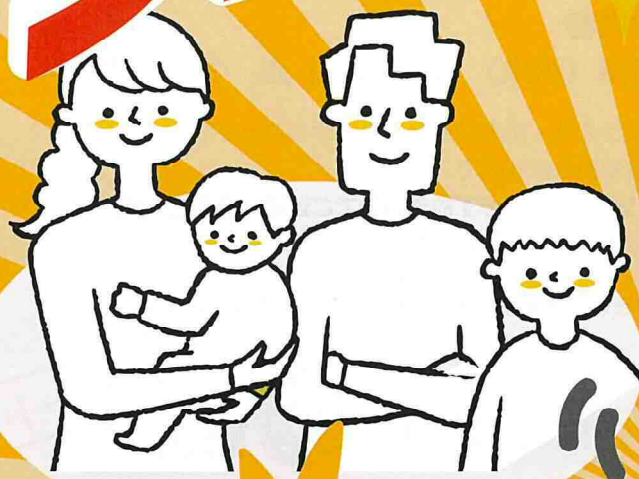
金沢市歯科医師会では、むし歯予防のためにフッ化物(フッ素)の利用を推進いたしております。歯科医院でフッ化物の塗布やフッ化物を含む歯磨き粉を使用するなど、様々な方法でむし歯予防に役立っています。なかでも、フッ化物を含んだうがい液でうがいをするフッ化物洗口という方法が、もっともむし歯予防効果が高いことが分かっています。これは約 50 年前から全国的に行われているものですが、残念ながら金沢市ではあまり知られていません。そこで、ご家庭で気軽にフッ化物洗口を始められるフッ化物洗口セットを作り、歯科医院を通じて市民の方々に無料で処方する事業を今年 3 月に行いました。好評をいただきましたので、10 月 1 日より再度、本事業を実施することとなりました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが貴会回覧板でのチラシ広報にご了解いただきたく、御配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

みんなで **ブクブク**

うがいでカンタン！ むし歯予防



R4
10/1 ~ **12/29**

限定 **1,000** セット

フッ化物洗口セット 無料処方

指定の歯科医院にて

金沢市民で、後日アンケートにご協力いただける方対象

1日1回、5～10mmほどのフッ化物を含んだ洗口液で、
30秒～1分間のブクブクうがいをするだけの、カンタン
なむし歯予防方法です。

是非、ご家族のみなさんで行ってみてください！

詳しくは裏面をご覧ください

フッ化物の3つの働き

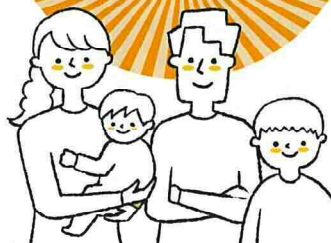
- ① 歯の質を強くする
- ② 歯の再石灰化を促す
- ③ むし歯原因菌を抑制する

限定 **無料**
1,000 セット

*1 家族 1 セットまで

『うがい』でカンタン♪ むし歯予防！

みんなでブクブク フッ化物洗口セット 処方事業



- 期間：令和4年 10月1日(土)～12月29日(木)
- 対象：以下の3つの条件を満たす方

- ① 金沢市民（年齢不問）であること
- ② ブクブクうがいができること
- ③ 後日、アンケートにご協力いただけること

● フッ化物洗口セットの内容

- ① フッ化物洗口剤（粉末） ② 専用ボトル ③ 手引き

◆ 指定の歯科医院で説明を受けたうえで、処方（無料）を受けることができます。

◆ 混みあって時間が取れない場合がありますので、

「フッ化物洗口セットの処方を受けたい」と必ずお電話等でご連絡のうえご来院ください。

◆ 記録票にお名前、ご住所、電話番号等をご記入いただきます。

* 後日アンケートをお送りしますので、必ず返信してください。

みなさまの貴重なご意見を、今後の健康推進事業に取り入れたいと考えています。

洗口セット
をもらうには

1 確認

ホームページで
処方歯科医院
の確認

2 電話

事前に医院へ電話
セット在庫の
有無確認

3 行く

予約の歯科医院へ
説明と処方
を受ける

4 洗口

おうちで
フッ化物洗口
を実施

5 記入

実施終了後
アンケートに
記入、送付

アンケート！

処方歯科医院はホームページから確認！

金沢市歯科医師会ホームページより、処方歯科医院をご確認ください。

<https://kanazawa-dent.com>

金沢市歯科医師会

検索



詳しくはホームページで！是非ご覧ください！

フッ化物洗口
を知っていますか？

約 50 年前から全国的に広く行われている
むし歯予防方法です。金沢市でも最近徐々に
広まってきており、取り入れることも園や幼
稚園が増えています。また、すべての市立保
育所では 3 年前から行われています。

フッ化物洗口の
むし歯予防効果

もっともむし歯になりやすい年中から中学
卒業まで、継続的に毎日洗口を行なうことで、
40～60%のむし歯予防効果を期待できま
す。もちろん大人のむし歯にも予防効果があ
ります。

フッ化物洗口の
安全性

フッ素はありとあらゆる食品や海水等に含
まれており、カラダの健康を保つのに必要な
必須微量元素です。なかでも食塩やお茶、魚
介類に多く含まれています。

Q. うっかり飲み込んでしまっても大丈夫ですか？

A. 例えば 5 歳児（平均体重 20 kg）の場合、急性中毒量はフッ化物洗口液約 400ml に相当します。
誤って 1 回分（5～10ml）を飲み込んで問題ありません。

Q. 定期的に歯科医院でフッ素を塗っています。続けても問題ないですか？

A. 日本では高い安全基準に基づいてフッ化物が認可されています。取りすぎにはなりませんので、安心して続けてください。

Q&A